

第5章

重点的取組

本市の地域特性として象徴的な事項、環境目標を横断する事項、社会的背景などから早急に解決すべき事項などを重点的取組として設定しています。

1 狭山丘陵の保全・活用

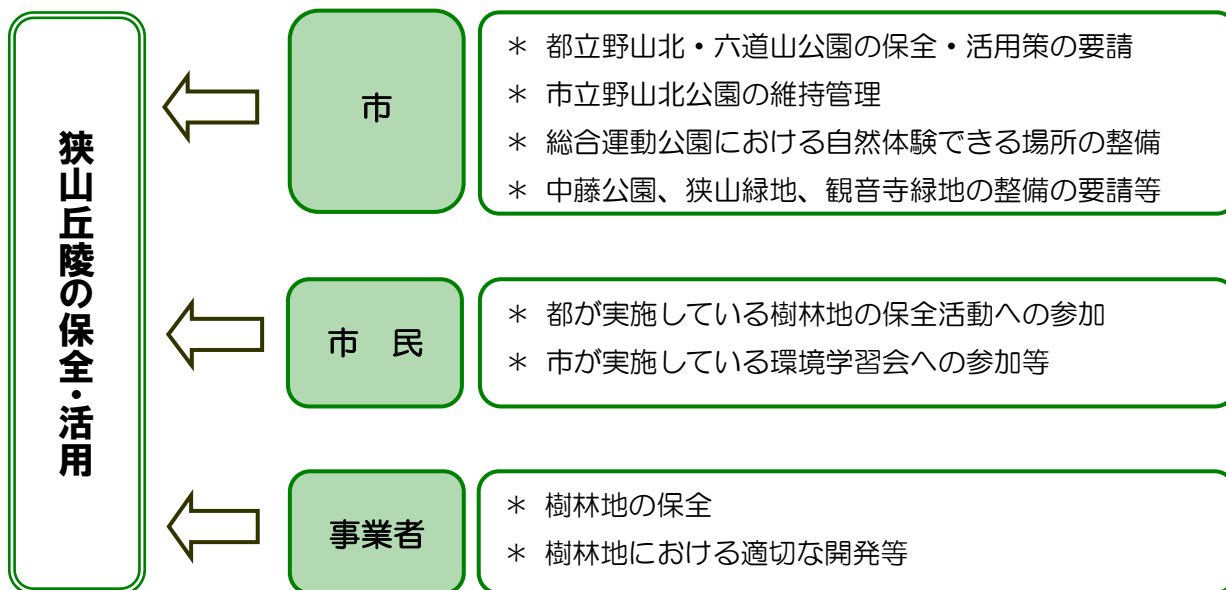
狭山丘陵は、大部分が都立野山北・六道山公園として公有地化され、豊かな自然を育んでいます。

これらの豊かな自然を育むため、都は公園内の維持管理や里山体験施設での体験学習などを実施しています。市は狭山丘陵の保全・活用策を都に要請するとともに、市立野山北公園の維持管理や野山北公園自転車道の整備などを行っています。

狭山丘陵は、本市の貴重な財産であることから、今後も都と連携しながら、その環境を後世に引き継いでいきます。

また、より良い環境をつくっていくためには、市民・事業者の協力が不可欠です。市民は環境学習会への参加などを通じて環境保全意識を高め、事業者は環境保全に配慮した事業の推進が求められています。

■ 市・市民・事業者の役割



2 環境に配慮したまちづくりの推進

本市では、日産自動車村山工場跡地整備や都市核土地区画整理事業などを行い、快適で文化的なまちづくりを進めています。しかし、整備にあたっては、市街地における緑の減少や、道路沿道における騒音の発生などが問題となっており、まちづくりを進める際には十分に環境に配慮していくことが必要です。

例えば、工場跡地の利用においては、「日産自動車村山工場跡地利用協議会（五者協議会）」で策定した「まちづくり方針の跡地利用のビジョン」や東京都環境影響評価条例*に基づき、環境に配慮した段階的な整備を行っています。

また、新青梅街道の拡幅再整備等では、「環境軸の形成」により、狭山丘陵と連携し、みどり豊かで快適な都市空間の創出をめざしていきます。

今後、市は、公共事業などまちづくりを進めていく上で、自らが一事業者として東京都環境影響評価条例などに基づき環境に配慮した事業を進めることはもちろん、これらに該当しない事業においても、率先して環境に配慮した事業を進めることが求められています。

また、市は、大規模な環境変化が予想される開発事業等において、事業者に対して、適切な環境配慮を求めていく必要があります。

■ まちづくり方針における跡地利用のビジョン（日産自動車村山工場跡地利用協議会（五者協議会）により策定）

狭山丘陵から多摩川に至る自然の系を活かした環境の街の実現

市民生活に憩いと潤いを与え、市民の“心のふるさと”となるような緑豊かな街の実現を図る。

賑わいと活気にあふれる都市空間の形成

都市核土地区画整理事業地区や武蔵砂川駅周辺地区など、周辺地域との連携を図りつつ、憩いと潤い、賑いや新たな雇用の創出などによる地域経済の活性化に資する空間形成を図る。

アメニティのある質の高い生活空間の形成

道路・公園などの都市基盤施設や公益施設（病院）を適切に整備する中で、豊かな環境の市街地形成を進め、市民生活に利便性や快適性を提供する質の高い街の形成を図る。

3 生ごみの有効活用

私たちの生活は便利で豊かになった一方で、日常生活や事業活動からは大量のごみが排出されています。本市では、「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」に基づいて、ごみの減量に向けた取組を進めていますが、ごみ排出量は増加傾向にあります。

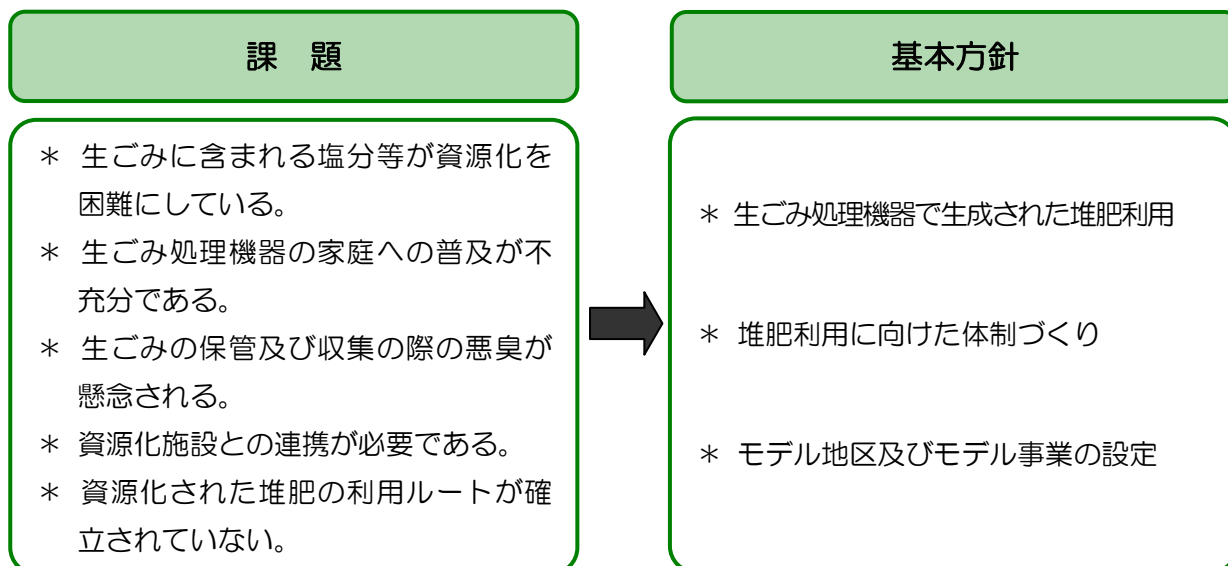
本市では、ごみの分別収集を行い、可燃ごみ、不燃ごみは、小平・村山・大和衛生組合で中間処理を行っています。当該組合に搬入される可燃ごみの組成を見ると、紙・布の割合が多く、次に生ごみが続いています。紙・布は資源ごみとして分別収集しているにもかかわらず可燃ごみの中で多くの割合を占めていることから、市民・事業者に対してごみの分別を徹底していく必要があります。

生ごみについては、家庭及び事業用の生ごみ処理機器の購入補助制度*を通じて減量化を推進しています。

今後は、生ごみ減量化を図るとともに資源化を促進し、循環型社会の実現に向け様々な方策を検討して行く必要があります。

そこで、下記の基本的な考え方に基づいて、生ごみの有効活用に向けた取組を進めていきます。

■ 生ごみを資源化するための基本的な考え方



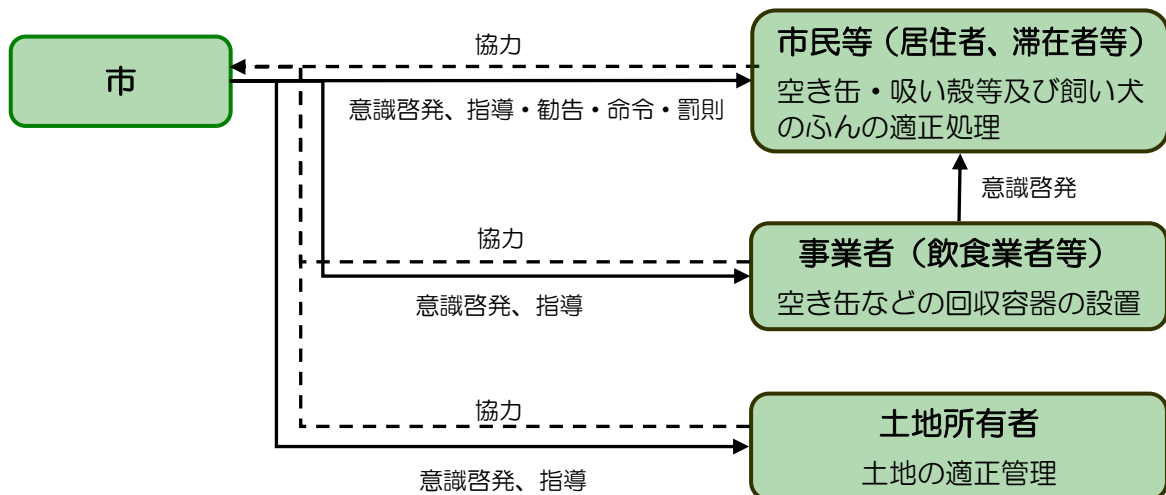
4 ポイ捨ての防止

近年、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て、飼い犬のふんをそのまま放置するなど、私たちのマナーを問われる問題が増えています。

そこで、本市では、平成 17 年から武蔵村山市空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等の防止に関する条例（以下この項において「条例」といいます。）を施行し、空き缶・吸い殻等のポイ捨ての防止を図っています。

条例の枠組みは下記のとおりで、市、市民等、事業者及び土地所有者が連携しながら、清潔できれいなまちづくりを進めていく必要があります。今後、市は、市民等、事業者及び土地所有者に対して意識啓発を図っていくとともに、空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置などを行ったものに対して、指導・勧告・命令・罰則を講じていきます。

■ 条例の枠組み



5 地球温暖化の防止

私たちの生活から排出されている二酸化炭素等の温室効果ガスは、増加の一途をたどっており、このままでは地球温暖化による深刻な影響がもたらされることが予想されています。

国際問題化している地球温暖化対策については、「京都議定書」の採択を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組が定められています。

これまで、本市では、庁舎内における電気・都市ガス・水道の使用量の削減に向けた取組や低公害車の導入など、地球温暖化の防止に努めてきました。電気、都市ガス、水道の使用量は減少傾向にあります。今後は、「地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務・事業における地球温暖化防止対策をより一層進めていきます。

また、市民・事業者の環境行動の手がかりとなる「環境行動指針」を通じて、市民・事業者の環境保全意識を高め、環境行動を促していきます。

■ 本市における地球温暖化防止対策

